

(4) 特定施設及び特定建設作業一覧

ア 特定施設の一覧

(騒音規制法施行令別表1, 振動規制法施行令別表1, 市条例規則別表1-2)

特定施設*の種類		騒音規制法	振動規制法	長野市公害防止条例 (騒音規制)
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	—	—
	製管機械	全 て	—	—
	ベンディングマシン	ロール式かつ原動機の定格出力3.75kW以上	—	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く	—
	機械プレス	呼び加圧能力 294kN (30重量t) 以上	全て	—
	せん断機	原動機の定格出力 3.75kW以上	原動機の定格出力 1kW 以上	—
	鍛造機	全 て	全 て	—
	ワイヤーフォーミングマシン	全 て	原動機の定格出力 37.5kW 以上	—
	ブラスト	タンブラスト以外 (密閉式のものを除く)	—	—
	タンブラー	全 て	—	—
切断機	といしを用いるもの	—	—	
空気圧縮機及び送風機		空気圧縮機:一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。 送風機:原動機の定格出力7.5kW以上	圧縮機:一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。	原動機の定格出力3.75kW 以上、7.5kW未満
冷凍冷蔵用ガス圧縮機		—	—	原動機の定格出力 7.5kW 以上
空調用ガス圧縮機		—	—	原動機の定格出力 7.5kW 以上
土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力 7.5kW以上	原動機の定格出力 7.5kW以上	原動機の定格出力3.75kW 以上、7.5kW未満
土石用又は鉱物用以外の 破碎機		—	—	原動機の定格出力 3.75kW 以上
織機		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	—
建設用 資材 製造 機	コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上 (気ほうコンクリートプラントを除く)	—	—
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg以上	—	—
	コンクリートブロック マシン	—	原動機の定格出力の 合計が2.95kW以上	—
	コンクリート管製造機械、 コンクリート柱製造機	—	原動機の定格出力の 合計が10kW以上	—
穀物用製粉機		ロール式かつ原動機の定格出力 7.5kW以上	—	ロール式かつ原動機の定格出力 3.75kW以上、7.5kW未満
木材 加工 機械	ドラムバーカー	全 て	全 て	—
	チップパー	原動機の定格出力 2.25kW以上	原動機の定格出力 2.2kW 以上	—
	碎木機	全 て	—	—
	帯のこ盤	製材用は原動機の定格出力 15kW以上 木工用は原動機の定格出力 2.25kW以上	—	—
	丸のこ盤	製材用は原動機の定格出力 15kW以上 木工用は原動機の定格出力 2.25kW以上	—	—
	かな盤	原動機の定格出力 2.25kW以上	—	—
抄紙機		全 て	—	—
印刷機械		原動機を用いるもの	原動機の定格出力 2.2kW 以上	—
ゴム練用又は合成樹脂練 用のロール機		—	原動機の定格出力 30kW 以上 (カレンダーロール機を除く)	—
合成樹脂用射出成形機		全 て	全 て	—
鋳造型機		ジョルト式	ジョルト式	—
石材加工用切削機		—	—	原動機を用いるもの

* 移動式を除く。